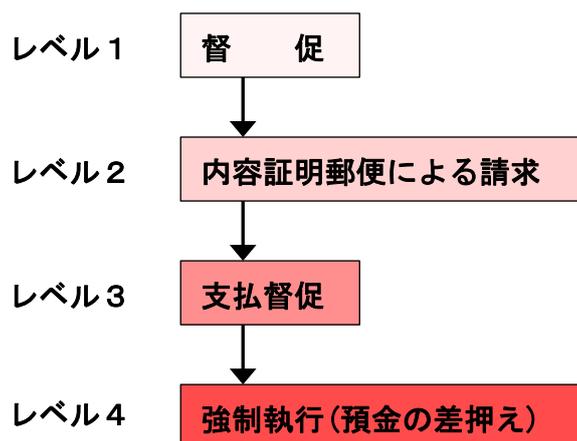


CPA通信

2013年8月

Vol.71

簡単にできる 売掛金回収の法的手続き



発行



経営改善に取り組みませんか。

島田公認会計士・税理士事務所

〒923-0938 石川県小松市芦田町2丁目12番地

TEL 0761-22-0043 FAX 0761-21-0243

e-mail info@ss-cpa.jp

URL <http://www.ss-cpa.jp/>

レベル4 強制執行（預金の差押）

支払督促によって、分割払い等で和解となっても、相手方が実際に支払ってくれなければ売掛金の回収ができません。支払ってくれないときは、強制執行手続きへ移行します。強制執行の対象となる財産は、債権者が選択できますが、動産や不動産に対する強制執行は、素人では困難です。

しかし、銀行預金に対する強制執行なら、手続きが簡単で費用も数千円程度で済みます。債権（銀行預金）差押命令申し立ては、債務者の住所地を管轄する地方裁判所へ行きます。重要なのは、債務者の取引銀行・支店を把握しておくことです。取引銀行・支店の口座を差し押さえるわけですから、それがどこかわからないと差押ができません。また、申し立ての日も重要です。差押命令の送達された時の預金残高に対して差押ができるので、残高が少ないときには差押が空振りになってしまいます。

債権差押命令申立書	
御中	
平成 年 月 日	
申立債権者	印
電話	
FAX	
当事者 請求債権 差押債権	} 別紙目録とおり
<p>債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に記載された請求債権を有しているが、債務者がその支払いをしないで、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。</p>	
<p><input type="checkbox"/> 第三債務者に対し、陳述催告の申立て（民事執行法第147条1項）をする。</p>	
<p><input type="checkbox"/></p>	
添 付 書 類	
1 執行力ある債務名義の正本	通
2 同送達証明書	通
3 資格証明書	通
<p><input type="checkbox"/>については、レを付したものを。</p>	